

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和8年3月11日	第一タクシー株式会社(法人番号1110001002933) 代表者金井正志	新潟県新潟市上近江4丁目11番13号	本社営業所	新潟県新潟市上近江4丁目11番13号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和6年10月29日、労働局との合同監査案件に挙げたことを端緒として監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)(2)「運転者に対する指導監督告示」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。